

風水害

から命を守る



【問合先】
総務課 防災係
☎72-5160

日ごろの備えが大事

近年、大雨や台風により、各地に甚大な被害がもたらされています。昨年7月に九州地方を襲った豪雨では、大分川や玖珠川が氾濫し、尊い人命が失われるなど、県内にも大きな傷跡を残しました。

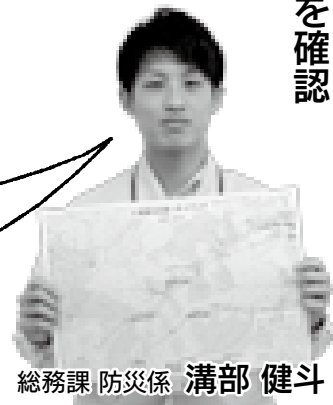
今年は、すでに県内の梅雨入りが発表されています。梅雨時期から秋にかけて、猛烈な台風や、数時間にわたる集中豪雨、短時間に強く降る局地的な大雨など、風水害の発生しやすい季節になります。いつ襲ってくるかわからない災害から命を守るには、「日ごろの備え」が大事です。災害への対策をいま一度確認し、自分の命を守りましょう。

まずはハザードマップを確認

ハザードマップとは「災害の被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などが表示された地図」です。まずは、市のハザードマップで自宅がある場所を確認しましょう。

ハザードマップには、河川の氾濫や浸水、ため池の決壊や土砂災害などの危険性が想定される区域に、色が塗られています。自宅がある場所に何らかの色が塗られている場合は、どのような災害の危険性があるのかを把握しておくことが大切です。

※ハザードマップは、色の塗られていない区域に「災害が起きない」ことを保証するものではありません。



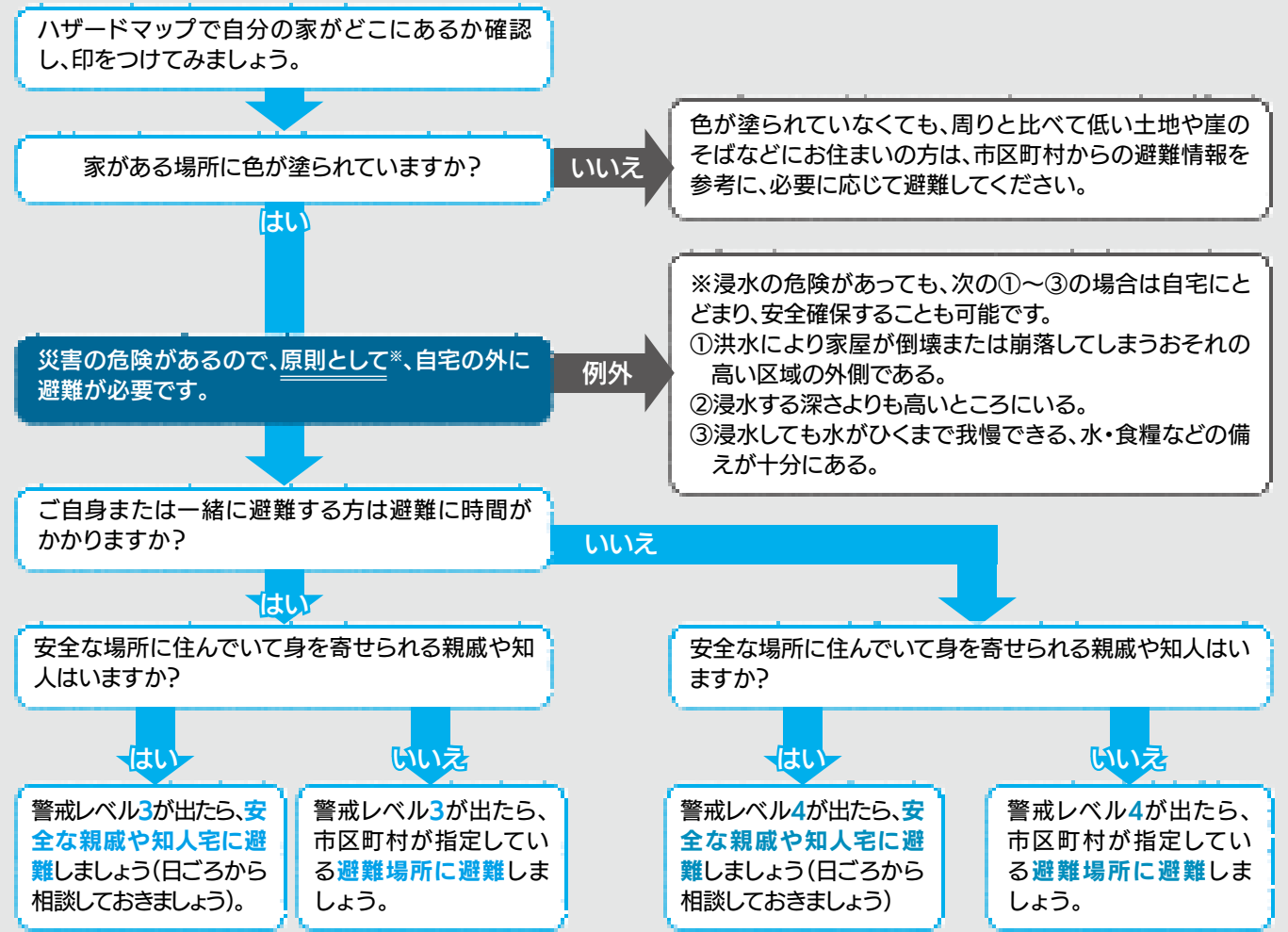
総務課 防災係 満部 健斗

市のハザードマップは、平成25年に全世帯に配布しています。再配布を希望される方や、マップの読み方がわからない方は、総務課防災係または各総合支所におたずねください。また、ハザードマップは市のホームページで公開しています。



国東市ハザードマップ

もう迷わない! ~避難行動フローチャート~



※警戒レベルについては、市報の裏表紙をご覧ください。

避難する場所は?

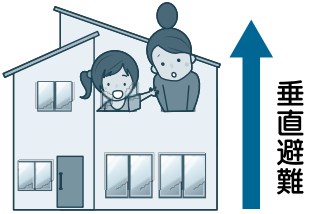
避難場所は、災害の発生状況や規模により、一次避難場所と二次避難場所の2種類があります。一般的にはまず一次避難場所から開設されますので、被災の心配がある場合は、区長さんに連絡を取って近隣の二次避難場所に事前に避難しましょう。二次避難場所を開設する際は、防災行政無線などでお知らせします。

また、自宅の浸水が始まっている場合や、夜間などで安全に避難場所に行けない場合は、無理に避難場所に行かず、**垂直避難**をしましょう。

避難情報の周知手段は?

次のような手段で、市から市民の皆さまに避難情報をお知らせします。

- ① 携帯電話に届くエリアメール
- ② 市の防災行政無線
- ③ 市ケーブルテレビ(文字放送)
- ④ 市のホームページ
- ⑤ 市や防災組織による巡回など



垂直避難

自宅の2階以上への避難や、近隣の高い建物に避難すること。近くに斜面がある場合は、斜面の反対側の2階以上に避難しましょう。

一次避難場所

想定される災害	局地的な災害
開設者	行政区(区長)
避難する基準	市民の自主的な避難
避難場所	地区公民館など
収容人数(目安)	100人未満

二次避難場所

想定される災害	大規模な災害
開設者	市
避難する基準	市の避難指示の発令など
避難場所	学校や体育館など
収容人数(目安)	100人以上